

## 解体工事業に係る登録等に関する省令第7条第2号に規定する登録講習

### (1) 登録基準

解体工事業に係る登録等に関する省令

(登録の申請)

第七条の二 前条第二号の登録は、登録講習の実施に関する事務（以下「登録講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2・3 略

(欠格条項)

第七条の三 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第七条第二号の登録を受けることができない。

一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 第七条の十三の規定により第七条第二号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、登録講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録の要件等）

第七条の四 国土交通大臣は、第七条の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第七条の六第一号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者が講師として登録講習事務に従事するものであること。

イ 技術管理者となった経験を有する者

ロ 学校教育法 による大学において土木工学若しくは建築工学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は土木工学若しくは建築工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第七条第二号の登録は、登録講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録講習事務を行う者（以下「登録講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習事務を行う事務所の名称及び所在地

四 登録講習事務を開始する年月日

### (2) 登録法人

法人の名称 : 社団法人 全国解体工事業団体連合会

登録時期 : 平成18年8月14日

法人の連絡先 : 東京都中央区八丁堀4丁目1番3号

登録の理由 : 解体工事業に係る登録等に関する省令第7条第2項の規定に基づく基準に適合しているため。

### (3) 登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし